

能登原小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月10日策定

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるために、児童同士が一緒に活動する場や互いのことを認め合える場を組織的・計画的に設定し、児童の絆づくりを促す。また、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、わかる授業づくりや学習規律の徹底等の授業改善に取り組み、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 児童の主体的な活動の支援

児童がしっかりと自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会が中心となった全員が参加するいじめ防止活動

や互いを認め合ったり，心のつながりを感じたりできるような活動を行う等，児童の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

定期的，計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに，日常的な実態の把握により，小さな兆候を見逃さず，早い段階で的確に対応するなど，いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱えこむことなく，法第 22 条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に，全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち，組織的に対応する。

(5) 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童を見守り育てるため，P T A や地域の自治会，学校関係者等が連携・協働する体制を構築する。

4 いじめの防止等の取組

(1) 「いじめ防止委員会」の設置

- ・ いじめの防止等を組織的に行うための常設の組織を置く。
- ・ 校務運営組織に位置付けられた組織とする。

(2) いじめの防止等に係る児童への指導

- ・ 教職員一人一人が，いじめられている児童を守り切るということを言葉と態度で示す。
- ・ どのような行為がいじめに当たるのか，いじめられた児童にどのような影響を与えるのか，いじめはどのような構造なのかなど，いじめについて正しく理解させる。
- ・ 社会体験や生活体験の機会を設け，児童の社会性を育み豊かな情操を培う。
- ・ ソーシャルスキル・トレーニング等を通じて，円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- ・ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族，相談機関等に伝えることは，適切な行動であることを理解させる。
- ・ 相手から認められている，役に立っているといった評価を繰り返し行ったり，児童同士の評価の場を設けたりして自己有用感を育成する。

(3) 児童の主体的な活動の支援

- ・ 児童会によるいじめ撲滅キャンペーンや絆づくりレクレーション等，いじめの防止に向けて児童が主体的に活動できるよう支援する。

(4) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ・ いじめの防止及びいじめ認知時の対応等に係る校内研修の実施
- ・ いじめの防止及びいじめ認知時の保護者・関係機関等との連携
- ・ いじめの防止等に係る定期的なアンケート調査及び個別面談の実施
- ・ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報
- ・ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報
- ・ いじめ認知時の対応マニュアルの作成

(5) 重大事態発生時の対応

- ・ 調査組織（プロジェクトチーム等）の編成及び対応フローの作成

5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、速やかに福山市教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

(1) 重大事態が発生した場合は、福山市教育委員会に報告する。

(2) 調査組織（プロジェクトチーム等）を編成し、福山市教育委員会の指導助言のもと調査を行い、調査結果を福山市教育委員会に報告する。

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

6 能登原小学校いじめ防止基本方針の公表及び改訂

能登原小学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページに公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。